平成２８年（フ）第２８号
新潟県長岡市来迎寺1750番地11　雇用促進住宅越路宿舎１号棟506号室、前住所新潟県柏崎市東の輪町５番１号　養生館東の輪207
債務者　木村　栄作
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
新潟県長岡市小国町横沢1458番地２
債務者　平山　憲二
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
新潟県柏崎市大字茨目字二ツ池2043番地　米山自在館、住民票上の住所新潟県柏崎市大字山室326番地丙１
債務者　舩岡　千聖
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
三重県伊勢市西豊浜町5435番地　県営住宅301号
債務者　中谷千奈美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番４号ニューハイツ川西603号室、住民票上の住所大阪市北区天満４丁目16番19号アリスト天満宮前602号室
債務者　坂本　桃子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２号
千葉県船橋市前原西７－３－６　203号室、住民票上の住所大阪府茨木市南春日丘１丁目６番８号アメニティ春光園301号
債務者　早田　友子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１２号
大阪市平野区加美北８丁目８番24―408号
債務者　北村　絵美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３２号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番13号
債務者　大西百合恵（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３５号
大阪市生野区巽西３丁目10番20号　ウエストリッツ巽302
債務者　牧　けい子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５４号
大阪市北区本庄西２丁目12番３号　エムズ東梅田６Ｂ号室、前住所大阪市中央区瓦屋町２丁目16番25号　ＮＢ瓦屋町302号
債務者　中村　久明
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６３号
大阪府枚方市東香里元町14番24―303号
債務者　髙田　聖寿
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１０号
大阪府豊中市桜の町２丁目２番３―502号
債務者　青木　勇大
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３４号
大阪府八尾市西山本町１丁目７番３―102号
債務者　矢野　浩貴
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５７号
大阪市浪速区桜川２丁目11番４―1003号
債務者　中村　茜（旧姓永江）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７７号
大阪市淀川区木川西１丁目13番５号
債務者　徳永　君子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７９号
大阪市港区八幡屋２丁目８番１号
債務者　福山ルミ子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９０号
大阪府東大阪市山手町３番12号　グランビュー山手105号
債務者　伊藤　知之
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部